

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（国立大学法人愛媛大学）

1. 問題意識・提案背景

「障害者の権利に関する条約」への批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に伴い、我が国においても、障害のある幼児児童生徒が、将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るための合理的配慮を、教育現場において円滑に提供することが求められている。

一方で、公立・私立小・中学校の通常の学級、及び公立・私立高等学校の普通科等において、合理的配慮を求める児童生徒が在籍していたとしても、十分に必要な合理的配慮が提供されているとは言い難い状況にある。残念ながら、本学附属校も、同様と言わざるを得ない。本学が認識している課題としては、以下の3点が挙げられる。

- ①一部の教科の成績評価（5段階）において1～2がつく児童生徒は、知的・認知的遅滞はないものの、認知処理・障害の特性によって、習熟度に偏りが出現している可能性がある。しかし、特別支援教育担当者以外には、「覚えるのが遅いだけ」「やる気がないだけ」「（教員が）教えた通りにやらないだけ」等と児童生徒個人の問題と認識され、個別の指導計画・教育支援計画は作成されず、教育的配慮・工夫、合理的配慮等が提供されない事例が多い。
- ②感覚面の過敏性がある児童生徒には、物理的刺激量を制御する設備や道具を用いると有用であることが知られている。例えば、光への過敏がある児童生徒の場合、蛍光灯の光が直接、児童生徒の目に到達しないように、蛍光灯に和紙を巻いて間接照明化する方法や、児童生徒がサングラスをかける方法がある。音への過敏がある児童生徒の場合は、イヤーマフやノイズキャンセル機能付きヘッドセットを用いて、音量を調節する方法が挙げられる。しかし、児童生徒本人がその有用性を十分理解していない、利用についての動機付けが高まっていない等により、教育現場での活用が進んでいない事例もある。
- ③通常の学級に在籍しているが、障害・特性に応じた特別の指導が必要な場合に、公立校の「通級による指導」のような制度がなく、児童生徒が求める合理的配慮を十全に提供できていない。

愛媛大学では、教育学部と附属校が協働し、附属特別支援学校を中核とした特別支援教育コーディネーター会議、及び「学びのダイバーシティサポートチーム」を組織しているが、これらのメンバーは、主に附属校の現職教員、合理的配慮支援員（退職教員等）、及び学部教員（特別支援教育担当）である。そこで、「学びのダイバーシティサポートチーム」に保健医療福祉領域の専門性を導入することで、上述した課題を解決することができると考えた。

なお、本事業を提案するにあたり、本学附属校を指定校としているが、事業内容や事業による成果は附属校内に閉じたものにはしない。本学附属校は、地域の教育研究の拠点校として位置づけられており、近隣の公立・私立幼稚園、小・中学校、高等学校等からの相談、助言依頼も多い。本学附属校における合理的配慮の提供体制を充実・拡充することは、愛媛県内の多くの教育機関における合理的配慮を巡る状況を改善・進捗させる効果が高い。

2. 目的・目標

本申請課題では、発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業として、「①発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況を教員

が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究」の(ア)感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚等）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究、及び(イ)通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究の2つを実施することを目的とする。具体的に以下の点を目標として取り組む。

①-(ア)に対応して、(i)感覚面への過敏性に対する合理的配慮の工夫、(ii)不快な体験を思い出してパニック等を起こしやすくなることへの支援方法の工夫を明らかにする。

①-(イ)に対応して、(iii)校内生活ルールや社会的ルールに関わる対人関係スキル・ソーシャルスキルの学習を取り入れた支援の工夫を明らかにする。

本事業において上記の目標が達成された後、本事業における「②発達障害の可能性のある児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校の教職員の合理的配慮の提供に関する研究」や「③発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究」に研究を発展させる。

本学附属校においても、定期試験・入学試験等において、学習上のつまずきがある児童生徒に、十分に合理的配慮（拡大問題冊子・解答用紙の配布、アクセシビリティを高める ICT 機器の利用等）を提供できていない現状がある。また、合理的配慮を提供できていない状態が当該児童生徒に対する差別であることを教職員が共通認識できていない。それらのことから、附属特別支援学校がセンター的機能を果たす上で、近隣の幼稚園・小・中学校・高等学校等に在籍しているものの不登校状態にある発達障害児の相談が増加傾向にある。本学の取組（学びのダイバーシティチーム）を発展させることで、地域の特別支援教育に関わるニーズに対応できるようになると考えている。さらには、本事業修了後は、本学学長裁量経費等の獲得により、「学びのダイバーシティチーム」体制を維持し、安定的な研究・取組の継続を目指す。

3. 主な成果

①-(ア)感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚等）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

「学びのダイバーシティサポートチーム」に保健医療福祉領域の専門家を動員し、感覚面への過敏性に対する合理的配慮、不快な体験を思い出してパニック等を起こしやすくなることへの支援方法の工夫を検討した。計画書の段階で対象児童生徒として想定していた3名と、事業開始後に追加となった3名の計6名の児童生徒に個別相談・指導（通級による指導に近似した相談・指導）の機会を提供するとともに、所属校の教職員や合理的配慮支援員との情報共有を行なった。

対象児童生徒は、放課後や長期休業期間に、附属校内に開設した相談ブースに来室し、専門性を有する合理的配慮支援員（再委託先である NPO 団体志リレーション Lab が派遣するソーシャルスキルトレーニング（SST）の専門スタッフや、近隣医療機関の言語聴覚士）による言語面・学習面・対人面に関する個別指導を受けた。個別相談・指導を担当した合理的配慮支援員は、「学びのダイバーシティサポートチーム」や附属校園の特別支援教育コーディネーター会議等において、各対象児童生徒に関して情報共有を図るとともに、当該児童生徒に対する通常の学級内での指導について教職員に助言を行った。

環境からの刺激に対する過敏さ・鈍感さをもつ児童生徒（吃音含む）については、教

職員全体が学校全体で合理的配慮・教育的配慮を提供することの意義・責務を理解し、その上で当該児童生徒に関わることで、全ての対象児について症状が改善した。保健医療福祉領域の専門家である言語聴覚士は、より適切な対応の仕方や指導の方法について、教職員にリーフレットを配布して理解啓発を促し、学級経営も含めて適切な環境整備につながったといえよう。

①-(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

前項で述べた専門性を有する合理的配慮支援員は、通常の学級における学習上のつまずき、対人関係等の困難について本人・保護者・教職員から情報収集を行った。その上で、学習上の支援機器等教材の工夫、SST（校内生活ルールや社会的ルールの理解等）について、通級による指導に近似した個別相談・指導を行なった。また、（再掲となるが）必要に応じて言語聴覚士によることばの指導・支援を実施した。対象児童生徒は、計画書段階で想定していた7名に加え、事業開始後に追加となった2名の計9名であった。

上述した取組において得られた情報¹は、「学びのダイバーシティサポートチーム」会議と附属校園の特別支援教育コーディネーター会議において情報共有を行った。この情報共有において、専門性を有する合理的配慮支援員は、個別の指導計画を作成していなかった児童生徒について、所属校の教職員が個別の指導計画・教育支援計画を作成・更新するための助言を行った。

4. 拠点校における取組概要

【指定校名 愛媛大学教育学部附属小学校】

愛媛大学教育学部附属小学校には、①言語障害（機能的構音障害・吃音等）、②読み書き困難の疑いのある児童が在籍していた。なお、計画書作成時点では、①言語障害に関しては機能的構音障害のみが相談・支援対象として挙がっていたが、事業を開始すると吃音についても相談希望が挙がった。

①言語障害を主訴とする児童には、専門性を有する合理的配慮支援員（言語聴覚士）が月1回程度の個別相談・指導を担当するとともに、各児童の学級担任に対して、学級経営上の関わり方（授業中や休み時間等の接し方、学級・学年全体での対応等）を助言した。②読み書き困難疑いの児童には、専門性のある合理的配慮支援員（NP0 団体志リレーション Lab の専門スタッフ）が、教科の学習における工夫、教材教具の工夫、必要に応じて学習支援機器の導入を検討し、対象児童とその保護者、学級担任に助言した。

【指定校名 愛媛大学教育学部附属中学校】

愛媛大学教育学部附属中学校には、①対人関係や集団行動における行動の調整に困難を抱える生徒、②吃音の生徒が在籍していた。なお、計画書作成時点では、②吃音がある生徒は対象として挙がっていなかったが、事業開始後に生徒及び学校の要望により相談・支援を開始した。

①行動の調整に困難を抱える生徒については、本人の意思により個別相談・指導は実施していない。学級担任教員、各教科を担当することで生徒と関わりのある教職員、専門性を有する合理的配慮支援員（NP0 団体志リレーション Lab の専門スタッフ）とで日常生活場面で必要な支援・指導を協議した。②吃音がある生徒には、専門性を有する合

¹ 本人・保護者から所属校の教職員と情報共有しても良いという承諾が得られた内容のみとした。

理的配慮支援員（言語聴覚士）が長期休業中に個別相談・指導を担当するとともに、各児童の学級担任に対して、学級経営上の関わり方（授業中や休み時間等の接し方、学級・学年全体での対応等）を助言した。教科を担当する教員全員に、吃音への理解啓発用リーフレットを配布した。

【指定校名 愛媛大学附属高等学校】

愛媛大学附属高等学校には、予定・課題管理に困難を抱える生徒が在籍している。提出物の有無やその提出期日、提出の優先順位等を自分自身で管理することが苦手なために、学習や学校生活に困難さを感じていた。対象生徒の卒業後の進路等を考慮に入れ、社会的ルールをわかりやすく指導するため、専門性を有する合理的配慮支援員（NPO 団体志リレーション Lab の専門スタッフ）が予定・課題管理の方法と SST を提案し、本人に継続性・有効性を確認しながら、選択した方法の指導を行った。また、保護者等とも調整を続け、学校、及び家庭での生活にも適用し、定着を図った。

5. 今後の課題と対応

本事業について、前述の取組、及び本事業の運営協議会や成果報告会での意見交換によって、以下に示す課題が抽出された。次年度の取組においては、これらの課題を解決・改善する予定である。

- 2018（平成 30）年度は、本学附属校を指定校として、附属校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供・拡充を目的とした体制（学びのダイバーシティチーム、合理的配慮支援員、相談ブース）を構築してきた。今後は、本学附属校が教育研究の拠点校として、近隣の公立・私立小・中学校、高等学校等に助力・助言（特に、近隣校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供、及び関連した理解啓発活動等）できるよう、体制を安定・継続的な運営、及び体制の充実・拡充を検討する必要がある。
- 事業開始後、「学びのダイバーシティサポートチーム」の拡充について理解啓発用パンフレットを、保護者や児童生徒に配布し、周知を図った。しかし、配布は附属校の教職員の判断にまかせたため、在籍する全児童生徒に配布されたわけではなかった。事業開始前には把握できていなかったが、合理的配慮の提供を求める児童生徒は存在していることを考えると、全体（全児童生徒、及びその保護者）に配布することが望ましい。また、全体に配布することで、合理的配慮の提供を表明していない児童生徒とその保護者が、安心して相談できる雰囲気・環境ができるだろう。
- 本事業で相談・指導した本人や保護者、及び教員からの聞き取りから、「合理的配慮を提供してもらったり、提供を求めたりすると、進学に悪影響が出るのではないか」という誤解が生じていることが明らかになった。合理的配慮の提供は、障害がある児童生徒の正当な権利であることを附属校全体で共有するために、教育学部及び附属校のホームページにおいて情報発信（動画の配信、リーフレットの配布等）を行い、理解啓発に努める必要がある。

6. 拠点校について

(小学校)

指定校名：愛媛大学教育学部附属小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	95	3	96	3	96	3	96	3	94	3	94	3
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー		その他	計
教職員数	1	1	25	1	0		1	2	1		1	33

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

(中学校)

指定校名：愛媛大学教育学部附属中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	160		4		159		4		159		4	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー		その他	計
教職員数	1	1	21	1	1		1	1	1		1	29

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

(高等学校)

指定校名：愛媛大学附属高等学校												
課程	学科				第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
					生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	総合学科				120	3	121	3	118	3		
	校長	副校長・教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	2	1	25	1		6	7		1	4	48

7. 問い合わせ先

組織名：愛媛大学

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 担当部署 | 教育学部事務課 |
| (2) 所在地 | 〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番 |
| (3) 電話番号 | 089-927-9370 |
| (4) FAX 番号 | 089-927-9395 |
| (5) メールアドレス | edsoumu@stu.ehime-u.ac.jp |